

株 主 各 位

東京都千代田区九段南一丁目5番6号  
株式会社ケアネット  
代表取締役社長 大野 元泰

### 第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |            |  |
|------------|--|
| 1. 日 時     | 平成26年6月26日（木曜日）午後1時  |
| 2. 場 所     | 東京都千代田区神田錦町三丁目28番<br>学士会館3階 302号室<br>(昨年と会場が異なっております。末尾の会場ご案内図をご参照下さいますようお願い申し上げます。) |
| 3. 目 的 事 項 |  |
| 報 告 事 項    | 第19期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件                                      |
| 決 議 事 項    |  |
| 第1号議案      | 剰余金処分の件  |
| 第2号議案      | 定款一部変更の件   |

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
  - ◎ なお、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイト（アドレス<http://www.carenet.co.jp>）において掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(自 平成25年4月1日)  
(至 平成26年3月31日)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、政府の「強い経済」を取り戻す方針のもと、日銀による大規模な金融緩和が実施され、これにより、円安是正、株価の回復が進み、景気回復の兆しが表れております。

医療業界においては、医療技術が日々進歩するなか、医師はより質の高い医療を求められております。一方で、未だ医師不足や医師の過重労働の問題は解決されておらず、多忙を極めております。

このような状況のもと、患者に質の高い医療を提供し続けるためには、医師が日頃から医療情報の収集や学習を欠かさないことが重要であり、限られた時間のなかで効率よく習得できるコンテンツサービスに高いニーズがあります。

一方、製薬業界においては、ジェネリック医薬品の使用促進策等の医療費抑制策の進展に加え、昨年実施された薬価改定において、長期収載医薬品の薬価追加引下げが実施されるなど、依然 製薬企業の収益環境は厳しい状況にあります。そのため、製薬企業においては、新薬の研究開発や営業・マーケティング活動における生産性向上が重要視されております。

このような背景のなか、当社は、特に製薬企業が抱える営業・情報提供活動の課題解決を事業機会と促え、積極的に対応しております。製薬企業の実績向上に資する厳選したサービスとして、「MR P l u s<sup>®</sup>」を主力サービスとして位置づけ、提供することによりプライマリケア領域の大型薬剤からスペシャリティ領域で上市が続いている新薬まで、幅広い領域でマーケティング活動のより効率の高い支援を行っております。

これらの活動を行うなか、当期においては、一部契約企業の営業活動の自粛等による影響を受け、当初の計画を下回る結果となり、売上高は1,797百万円（前年同期比1.7%増）売上総利益は1,092百万円（前年同期比3.6%減）、営業利益は56百万円（前年同期比11.5%増）、経常利益は55百万円（前年同期比1.5%増）となりました。これらの結果、当期純利益は50百万円（前年同期比7.5%減）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

①医薬営業支援サービス

当サービスにおいては、「MRP1us<sup>®</sup>」の売上高は759百万円（前年同期比12.4%増）、「スポンサードWebコンテンツ制作」の売上高は233百万円（前年同期比36.1%減）、「その他」のインターネット広告等の売上高367百万円（前年同期比847.4%増）となりました。

この結果、医薬営業支援サービスの売上高は1,362百万円（前年同期比7.9%増）となりました。

②マーケティング調査サービス

当サービスにおいては、「eリサーチ<sup>™</sup>」の実施件数が69件（前年同期は82件）となりました。

この結果、売上高は159百万円（前年同期比29.7%減）となりました。

③医療コンテンツサービス

当サービスにおいては、医師向け教育コンテンツ「ケアネットDVD」の売上高は138百万円（前年同期比22.0%減）、医療教育動画サービス「CareneTV」の売上高は136百万円（前年同期比37.1%増）となり、医療コンテンツサービスの売上高は275百万円（前年同期比0.7%減）となりました。

なお、平成25年7月から、インターネットによる動画配信サービス「医療座」のサービス名称を、医療教育動画サービス「CareneTV」に変更しております。

また、医師・医療従事者向け医療専門サイト「ケアネット・ドットコム (CareNet.com)」においては、医師会員獲得および維持を目的に、前期に引き続き積極的に投資を行っております。これにより、当期末の医師会員数は11万8千人（前期末は11万3千人）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期に実施した設備投資の総額は、35百万円（前年同期比0.8%減）であります。その主なものは、ケアネット・ドットコム運営システム開発(20百万円)であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当期において、「MR P l u s<sup>®</sup>」の売上高の伸長と費用削減を実施したことにより、当社は安定的な経営基盤を確立しつつありますが、未だ経常利益および当期純利益の規模は小さいため、さらにこれらの利益額を拡大させる必要があります。そのため、当社は次の課題に対処してまいります。

##### ① 「MR P l u s<sup>®</sup>」等の売上高拡大

第17期（平成24年3月期）に開始した「MR P l u s<sup>®</sup>」は当期において売上高759百万円（前年同期比12.4%増）と順調に成長しております。当期は、本サービスを拡販しさらなる売上高成長を目指します。併せて、新サービスであります「P r oファーマCH」についても積極的な販売促進を実施し売上高の拡大を図ってまいります。

##### ② 社内の営業および制作体制の強化

当社は、前期から売上高が伸長するなか、また 今後も売上成長を見込むなか営業および制作部門において増員を図ってまいりましたが、十分な戦力化に至っておりません。当期は、営業および制作力強化を目的に両部門に教育を実施し早期に戦力アップを図ってまいります。

#### (5) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第16期 平成23年3月期	第17期 平成24年3月期	第18期 平成25年3月期	第19期(当期) 平成26年3月期
売 上 高	1,629,204	1,593,179	1,766,896	1,797,060
営 業 利 益 または 営 業 損 失 ( △ )	△383,959	△273,360	51,089	56,947
経 常 利 益 または 経 常 損 失 ( △ )	△380,900	△267,403	54,544	55,339
当 期 純 利 益 または 当 期 純 損 失 ( △ )	△453,492	△479,634	54,747	50,662
1株当たり当期純利益 または 1株当たり当期純損失 (△) (円銭)	△8,655	△9,223	10.52	9.72
総 資 産	1,823,217	1,350,385	1,376,074	1,389,040
純 資 産	1,524,887	1,045,248	1,097,736	1,161,034
1株当たり純資産額 (円銭)	29,258	20,034	210.94	215.15

(注) 当社は、平成25年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。そのため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社は、製薬企業向けの医薬営業支援サービス、マーケティング調査サービス、および医師・医療従事者向けの医療コンテンツサービスを、主な事業内容としております。

なお、具体的な内容は次のとおりであります。

区 分	内 容
医薬営業支援サービス	医師に製薬企業からの情報を提供し、製薬企業の営業活動の生産性向上を支援するサービスであります。
マーケティング調査サービス	全国の医師からデータを収集し、医薬品の開発やマーケティングに活用できる集計・解析結果を提供するサービスであります。
医療コンテンツサービス	医師・医療従事者に対し、インターネットを用いて、医療関連コンテンツを無償で提供し、医療教育動画サービスやDVDを用いて有償の教育コンテンツを提供しております。

(7) 主要な営業所（平成26年3月31日現在）

本社 東京都千代田区九段南

(8) 従業員の状況（平成26年3月31日現在）

期 末 従 業 員 数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	49 名	2 名 (増)	39.1 歳	4.7 年
女 性	41	9 (増)	34.9	4.0
合計または平均	90	11 (増)	37.2	4.4

- (注) 1. 従業員には使用人兼務取締役および臨時従業員を含んでおりません。  
2. 上記従業員の外に、期中平均23名（8時間勤務換算）の臨時従業員がおります。

## 2. 会社の株式に関する事項(平成26年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,494,000株
- (3) 株主数 2,016名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
ケアネット・イノベーション 投資事業有限責任組合	2,754,000	51.03
藤井 寛治	134,800	2.50
大野 元泰	131,400	2.43
RBC IST OMNIBUS 15.315 PCT NON LENDING ACCOUNT 常任代理人 シティ バンク銀行株式会社	131,300	2.43
詫摩 直也	103,300	1.91
楽天証券株式会社	75,000	1.39
株式会社キャリアブレイン	73,000	1.35
川西 徹	72,000	1.33
秦 充洋	65,000	1.20
ザ バンク オブ ニューヨーク - ジャスディック ノン トリーティ- アカウント 常任代理人 株式会社み ずほ銀行決済営業部	50,700	0.94

(注) 持株比率は自己株式(97,649株)を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社の役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の状況（平成26年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	大野元泰	株式会社葦の会 取締役
取締役	諸橋吉郎	管理本部長
取締役	藤井勝博	医療営業支援事業部長 株式会社フェーズワン 社外取締役
取締役	藤原健次	メディカル戦略本部長 チーフメディカルオフィサー
取締役	風間浩	メディア事業部長
常勤監査役	秦充洋	株式会社ミレニアムパートナーズ 代表取締役
監査役	浦野雄三	
監査役	田中龍夫	

- (注) 1. 監査役浦野雄三および監査役田中龍夫は、社外監査役であります。
2. 監査役浦野雄三は、事業会社において長年経理業務に携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査役浦野雄三および監査役田中龍夫を株式会社東京証券取引所の規則に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 平成26年4月1日付で取締役の担当を以下のとおり変更しております。
- ・取締役藤井勝博は医薬支援事業部長からCOO兼営業本部長に就任いたしました。
  - ・取締役藤原健次はメディカル戦略本部長からマーケティング本部長に就任いたしました。
  - ・取締役風間浩は、メディア事業部長からメディア本部長に就任いたしました。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	取 締 役		監 査 役		計	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
報 酬 等 の 額	名 7	百万円 40	名 3	百万円 10	名 10	百万円 51

(注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役2名（社外取締役1名）を含んでおり、当事業年度末現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。

なお、監査役3名のうち2名が社外監査役であります。

2. 上記のうち、社外取締役に対する報酬等の総額は1名分150万円であり、社外監査役に対する報酬等の総額は、2名分570万円であります。

3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 取締役および監査役に対する報酬限度額は、株主総会決議により、次のとおり定められております。

### ① 取締役

年額160百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)(平成19年6月27日開催定時株主総会決議)に加え、ストック・オプションとして新株予約権による報酬年額40百万円以内(平成19年6月27日開催定時株主総会決議)

### ② 監査役

年額25百万円以内(平成13年6月28日開催定時株主総会決議)



### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 当事業年度における主な活動状況

##### イ. 社外役員の取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会 (13回開催)		監査役会 (12回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外監査役 浦野雄三	13	100.0%	12	100.0%
社外監査役 田中龍夫	11	84.6%	11	91.6%

##### ロ. 取締役会等における発言状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	浦野雄三	監査役および経理業務の経験が長く、その専門性から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、取締役の執行状況ならびに法令遵守について適宜、必要な発言を行っております。
	田中龍夫	長年に亘る製薬企業での経験から、当社事業と関連の高い分野における専門的かつ幅広い知識を有しており、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、取締役の執行状況ならびに法令遵守について適宜、必要な発言を行っております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

内 容	金 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または 監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制は次のとおりであります。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理の確立ならびに法令・定款・社内規程の遵守を目的として制定したケアネット・コンプライアンス行動規範を取締役および使用人に周知徹底する。
- ② 監査役による取締役の職務執行の監査、社長直轄の内部監査人による社内各部署の監査、および「公益通報者保護規程」に基づく内部通報制度によりコンプライアンス状況を適時把握する。
- ③ 法令違反および社内規程に関する重大な違反が発見された場合、取締役会にて遅滞なく是正の措置をとる。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役による報告・決裁・討議・決議の内容は法令および社内規程に従って適切に保存し、必要に応じて取締役、監査役または会計監査人が閲覧可能な状態にて管理する。

### (3) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- ① 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法定事項その他経営に関する重要事項について審議、決定し、また、各部門からの報告に基づき、業務執行状況の監督を行う。
- ② 取締役、執行役員、監査役および内部監査担当者ならびに社長が指名する者を構成員とした「経営会議」を原則月1回開催し、取締役会に報告すべき業務執行上の重要課題を抽出し、解決に向けた協議を行う。

### (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険について、考えられる要因を定期的に抽出し、取締役会ならびに弁護士、会計士等の外部専門家の助言を受けて防衛策を講じ、社内規程に従って適切に管理する。
- ② 不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長直轄の対策チームを設置し、迅速に対応を決定することによって損害を最小限に止める。

(5) **監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役が必要とした場合、監査役の職務遂行を補助する使用人を配置する。当該使用人の人事異動、人事考課については、予め監査役の同意を得る。

(6) **取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役および使用人が、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うよう周知徹底する。
- ② 重要な決裁書類を、監査役の閲覧に供する。

(7) **監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制**

- ① 監査役は取締役会、経営会議等、監査役が必要と認める重要な会議に出席する。
- ② 監査役は、監査役会において、監査実施状況等について情報の交換・協議を行う。また、外部監査人ならびに内部監査担当者と定期的に意見交換を行い、連携を図ることによって効果的な監査業務を行う。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案のなかには、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

---

本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,180,767	流 動 負 債	212,180
現金及び預金	712,338	買 掛 金	39,327
受 取 手 形	15,969	未 払 金	38,029
売 掛 金	392,660	未払消費税等	12,771
たな卸資産	29,035	未払費用	26,300
前払費用	15,105	未払法人税等	8,769
そ の 他	15,659	前 受 金	18,512
固 定 資 産	208,273	預 り 金	12,807
有 形 固 定 資 産	19,631	ポイント引当金	55,662
建 物	14,422	固 定 負 債	15,825
器 具 及 び 備 品	5,208	繰延税金負債	2,679
無 形 固 定 資 産	64,572	資産除去債務	13,145
ソフ ト ウ ェ ア	63,966	負 債 合 計	228,006
そ の 他	606	(純資産の部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	124,069	株 主 資 本	1,160,576
投資有価証券	33,691	資 本 金	623,295
関係会社株式	10	資 本 剰 余 金	503,351
関係会社長期貸付金	56,606	資 本 準 備 金	31,974
差 入 保 証 金	62,815	その他資本剰余金	471,377
そ の 他	509	利 益 剰 余 金	89,797
貸倒引当金	△29,563	その他利益剰余金	89,797
資 産 合 計	1,389,040	繰越利益剰余金	89,797
		自 己 株 式	△55,868
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	457
		そ の 他 有 価 証 券	457
		評 価 差 額 金	457
		純 資 産 合 計	1,161,034
		負 債 純 資 産 合 計	1,389,040

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 自 平成25年 4 月 1 日 )  
( 至 平成26年 3 月 31 日 )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,797,060
売 上 原 価		704,980
売 上 総 利 益		1,092,079
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,035,131
営 業 利 益		56,947
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	842	
為 替 差 益	11,308	
そ の 他	1,620	13,770
営 業 外 費 用		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	14,958	
そ の 他	420	15,379
経 常 利 益		55,339
税 引 前 当 期 純 利 益		55,339
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,163	
法 人 税 等 調 整 額	△486	4,677
当 期 純 利 益		50,662

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日)  
(至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			資本剰余金 合計		
		資 備	本 金	そ の 他 の 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	繰 上 剰 余 金	剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	591,821	500	471,377	471,877	54,747	54,747			△20,865	1,097,581
当 期 変 動 額										
新 株 式 の 発 行	31,474	31,474		31,474						62,948
剰 余 金 の 配 当					△15,612	△15,612				△15,612
当 期 純 利 益					50,662	50,662				50,662
自 己 株 式 の 取 得									△35,002	△35,002
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)										
当 期 変 動 額 合 計	31,474	31,474	—	31,474	35,049	35,049			△35,002	62,995
当 期 末 残 高	623,295	31,974	471,377	503,351	89,797	89,797			△55,868	1,160,576

	評価・換算 差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当 期 首 残 高	154	154	1,097,736
当 期 変 動 額			
新 株 式 の 発 行			62,948
剰 余 金 の 配 当			△15,612
当 期 純 利 益			50,662
自 己 株 式 の 取 得			△35,002
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	302	302	302
当 期 変 動 額 合 計	302	302	63,298
当 期 末 残 高	457	457	1,161,034

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 注記

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

##### ① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準および評価方法

① 製品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、耐用年数は建物が10年～15年、器具及び備品が4年～6年であります。

##### ② 無形固定資産

ソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (5) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金

ケアネット・ドットコム会員に付与したポイントについて、将来のポイント利用に伴う費用見込額を引当金計上しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳

製品	5,033千円
仕掛品	23,259千円
貯蔵品	742千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 34,938千円

(3) 取締役に対する金銭債権の総額  
金銭債権 2,600千円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高 713千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式 5,494,000株

(2) 当事業年度末において保有している自己株式の種類および総数

普通株式 97,649株

(3) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	15,612	300	平成25年3月31日	平成25年6月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
平成26年6月26日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案する予定であります。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	16,189	利益剰余金	3.00	平成26年3月31日	平成26年6月27日

(4) 当事業年度の末日において発行している新株予約権（権利行使期間の到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および株式数

普通株式 36,400株

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については、安全性を重視し、定期預金に限定し余資運用を行っております。なお、外部からの資金調達は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、与信管理規程に沿ってリスクを管理しております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

関係会社長期貸付金は、貸出先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主として本社ビルに係る入居保証金であり、期日および残高を管理しております。

買掛金は外注委託先等に対する債務であり、未払金は一般経費等に係る債務であり、短時間で支払われます。買掛金および未払金については、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。当該リスクについては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、リスクを管理しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	712,338	712,338	—
② 売掛金	392,660	392,660	—
③ 投資有価証券	1,016	1,016	—
④ 関係会社長期貸付金	56,606		
貸倒引当金 (*1)	△29,563		
	27,042	27,042	—
⑤ 差入保証金	62,815	57,094	△5,721
資産計	1,195,873	1,190,152	△5,721
① 買掛金	39,327	39,327	—
② 未払金	38,029	38,029	—
負債計	77,356	77,356	—

(\*1) 関係会社長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

時価については、株式等は取引所の価格によっております。

④ 関係会社長期貸付金

変動金利のため短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、貸付先の信用状況が貸付実行後に大きく変化していないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 差入保証金

将来キャッシュ・フローを、返還見込日までの期間および無リスクの利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

① 買掛金、② 未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	32,675
関係会社株式	10

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 流動の部

繰延税金資産	(千円)
未払費用	6,412
未払事業税	1,336
製品評価損	9,566
ポイント引当金	19,838
その他	388
繰延税金資産小計	37,542
評価性引当額	△37,542
繰延税金資産合計	—

#### 固定の部

繰延税金資産	(千円)
貸倒引当金	10,536
有形固定資産	10,120
無形固定資産	41,113
投資有価証券	113,648
資産除去債務	4,685
税務上の繰越欠損金	313,200
繰延税金資産小計	493,306
評価性引当額	△493,306
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
建物（資産除去債務）	△2,426
その他有価証券評価差額金	△253
繰延税金負債合計	△2,679
繰延税金負債の純額	△2,679

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	38.0
(調整)	
繰延税金資産に対する評価性引当額の増減	△43.9
住民税均等割額	6.9
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.6
復興特別法人税分の税率差異	2.1
その他	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>8.5</u>



## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	CX HealthNet Limited	(所有)直接100.0	資金援助役員の兼任	資金の貸付(注) 1	—	関係会社長期貸付金(注) 2	56,606
				利息の受取(注) 1	713	未収利息(収益)	420

(注) 1 資金の貸付については、市場金利を勘案し決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

2 子会社への貸付金に対し、29,563千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、14,958千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                  |         |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額    | 215円15銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 9円72銭   |

# 計算書類に係る会計監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月17日

株式会社 ケアネット

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 三澤 幸之助 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 康一郎 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ケアネットの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」

（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年 5月20日

株式会社 ケアネット 監査役会  
常勤監査役 秦 充 洋 ㊟  
監査役（社外） 浦野 雄 三 ㊟  
監査役（社外） 田 中 龍 夫 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主への利益還元を重要政策の一つと認識しており、配当については、各期の経営成績と事業への投資に備えるための内部留保の充実とを勘案して決定する方針をとっております。

当期の期末配当については、上述の方針に基づいて、以下のとおりとしたいと存じます。

なお、当社は平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3.00円としたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、16,189,053円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月27日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌3月31日までとしておりますが今後の事業展開を考慮し、より効率的な事業運営の推進が期待できるため、これを毎年1月1日から12月31日までに変更したいと存じます。

これに伴い、現行定款第14条（定時株主総会の基準日）、第44条（事業年度）、第45条（剰余金の配当の基準日）、第46条（中間配当の基準日）に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第20期事業年度は、平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="217 341 471 367">第3章 株 主 総 会</p> <p data-bbox="150 390 412 415">(定時株主総会の基準日)</p> <p data-bbox="135 415 546 462">第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p data-bbox="266 485 423 511">第6章 計 算</p> <p data-bbox="150 533 266 559">(事業年度)</p> <p data-bbox="135 559 507 632">第44条 当会社の事業年度は、毎年<u>4月1日から翌年3月31日</u>までの1年とする。</p> <p data-bbox="138 659 400 684">(剰余金の配当の基準日)</p> <p data-bbox="127 692 486 792">第45条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p data-bbox="138 840 351 866">(中間配当の基準日)</p> <p data-bbox="127 873 512 1010">第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p data-bbox="311 1055 378 1081">(新設)</p>	<p data-bbox="654 341 908 367">第3章 株 主 総 会</p> <p data-bbox="583 390 845 415">(定時株主総会の基準日)</p> <p data-bbox="568 415 980 462">第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p data-bbox="700 485 856 511">第6章 計 算</p> <p data-bbox="583 533 700 559">(事業年度)</p> <p data-bbox="568 559 934 632">第44条 当会社の事業年度は、毎年<u>1月1日から12月31日</u>までの1年とする。</p> <p data-bbox="575 659 837 684">(剰余金の配当の基準日)</p> <p data-bbox="564 692 922 792">第45条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p data-bbox="575 840 788 866">(中間配当の基準日)</p> <p data-bbox="564 873 949 1010">第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p data-bbox="700 1055 856 1081">第7章 附 則</p> <p data-bbox="575 1090 777 1115">(第20期事業年度)</p> <p data-bbox="564 1123 972 1259">第1条 <u>第44条の規定にかかわらず、第20期の事業年度は、平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月間とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(第20期の中間配当の基準日)</p> <p>第2条 第46条の規定にかかわらず、第20期の事業年度の中間配当の基準日は、平成26年9月30日とする。</p> <p>(附則の有効期限)</p> <p>第3条 第7章附則は、平成26年12月31日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</p>

以上

## 株主総会会場ご案内図



### 学士会館

〒101-8459 東京都千代田区神田錦町3-28

地下鉄都営三田線/都営新宿線/東京メトロ半蔵門線

「神保町」駅下車A9出口徒歩1分

東京メトロ東西線「竹橋」駅下車3a出口から徒歩5分

「東京」駅北口からタクシーで10分

TEL. 03-3292-5936

○駐車場のご用意はしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。